

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画（素案）」【概要版】

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女の不平等感が縮小されないことや、意思決定の場における女性の登用率が低いことなど、それらを解消すべき課題が残されていること、また、女性の活躍を更に推進するため、男性中心型労働慣行等の変革する施策が必要であることや、女性に対する暴力をめぐる状況が多様化していることなど、社会的環境の変化や課題に対応するため策定するもの

2. 計画の位置付け

- 男女共同参画社会基本法第14条に規定する計画
- 女性活躍推進法第6条に規定する計画（努力義務）
- 宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画
- 宇都宮市男女共同参画推進条例第8条に規定する計画

3. 計画の期間

平成30（2018）年度～平成34（2022）年度までの5年間

第2章 計画策定の背景

1. 国、県、社会の動向

平成28年に女性活躍推進法が完全施行され、女性の採用・登用・能力開発等のための計画の策定を事業主や地方公共団体に求めるなど、女性の活躍を一層促進する動きが拡大

・国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、女性の活躍を推進するため、男性中心型労働慣行等を変革することが重要であるとし、男性の働き方等の見直しに焦点を当てた施策を講じている。

・県は「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」、「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定

・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する緊急対策」が取りまとめられた。

・地方自治体におけるいわゆる「パートナーシップ条例」等の制定やLGBT 支援宣言など性的少数者の方々に対する理解と支援の加速化

2. 本市の現状と動向

（1）人口推移等の状況

■生産年齢人口の推移
328,489人（2015年）⇒238,490人（2050年）

■老年人口比率
7.5%（S55）⇒23.0%（H27）

■要介護認定者数
6,742人（H12）⇒19,660人（H28）

（2）男性の家庭参画状況

■民間事業所男性の育児休業取得率
4.8%（H24）⇒5.8%（H27）

（3）就労や意思決定の場での女性の参画状況

■女性の年代別労働力率（いわゆるM字カーブ）の状況（20代後半と30代の値の差）
11.5ポイント（H22）⇒10.7ポイント（H27）

■行政の分野における女性管理職の割合
5.9%（H23）⇒10.8%（H28）

3. 現行計画の評価

指標① 社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合
20.2%（H23）⇒18.8%（H28）

指標② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について肯定的な市民の割合
9.4%（H23）⇒7.2%（H28）
⇒ 中高年男性には、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残る。

指標③ 地域などで社会的な活動を行っている市民の割合
49.8%（H23）⇒30.6%（H28）
⇒ 仕事が忙しく希望どおりに時間が取れていない。

指標④ 審議会等委員に占める女性の割合
25.1%（H23）⇒24.6%（H28）
⇒ 推薦母体など、団体や専門分野における女性の参画が進んでいない。

指標⑤ 結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続けている女性の割合
25.8%（H23）⇒27.8%（H28）

指標⑥ 出産・育児後、再就職できている女性の割合
39.5%（H23）⇒32.5%（H28）
⇒ 「仕事と育児等の両立困難」を理由とする退職は未だ多く、また、退職した女性が再就職するためには、夫の理解や家庭参画が求められている。

指標⑦ 『『仕事』と『家庭生活』と『個人・地域の生活』のすべてを優先できている市民の割合の理想と現実の差』
30.9%（H23）⇒32.4%（H28）
⇒ 希望どおりのワーク・ライフ・バランスが取れていない。

指標⑧ 過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合
15.9%（H23）⇒18.3%（H28）
⇒ 被害を受けても相談できない女性は多い。

指標⑨ パートナー（配偶者や恋人など）が、自分の健康状態について理解していると思う市民の割合
62.3%（H23）⇒58.9%（H28）

課題の総括

◆性別による固定的な役割分担意識の解消、男性の家庭参画の促進が必要

- 各年代に合わせた意識の醸成を図る取組が必要
- 長時間労働の見直し等、男性や事業主などに対する意識を変革する取組が必要

◆働くことを希望する女性が働き続けられ、長期的なキャリア形成を可能とする就業、能力向上のための支援や職場環境の充実が必要

- 保育環境の確保や女性の能力向上に繋がる学習環境の整備が必要
- 事業所におけるポジティブアクションの推進や一般事業主行動計画策定に対する支援が必要
- 多様で柔軟な働き方を促進する取組に対する支援や労働環境の見直しの推進、事業所独自の取組の推進に繋がるインセンティブについての検討が必要

◆政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要

- 市民協働の意識の醸成を図るとともに、情報提供方法の多様化が必要
- 審議会等における女性登用の働きかけ、女性リーダーの育成が必要

◆男女共同参画の視点に立った人権の尊重が必要

- 女性に対する性的暴力問題に対する未然防止、被害に遭った場合の早期相談の意識啓発等が必要
- 性差やライフステージに応じた正しい健康知識の理解促進が必要
- 性的少数者に関する理解促進を図るための調査研究が必要

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（男女共同参画推進条例第3条）

- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 男女の生涯にわたる健康の確保
- 国際社会における動向の留意と協調

2. 目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、個性と能力を十分に発揮できる社会

3. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

固定的性別役割分担や慣行に捉われず、多様な生き方を認め合い、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動する社会を目指します。

基本目標Ⅱ

さまざまな分野における男女共同参画の推進

個々のワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、政策方針決定過程への女性の参画など、さまざまな分野に男女が参画する社会を目指します。

基本目標Ⅲ

人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

男女が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合いながら、生涯を通じて健康に暮らせる社会を目指します。

第5章 計画の推進

1. 市民、事業者、関係団体等との協働

主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策に取り組む。

2. 推進体制

- 宇都宮市男女共同参画推進委員会の設置・・・**継続**
- 宇都宮市男女共同参画審議会の設置・・・**継続**
- （仮称）宇都宮市女性活躍推進協議会の設置・・・**新規設定**（協議中）

3. 計画の進行管理

計画の実効性を高め総合的に推進していくため、条例に基づき施策の進捗状況等を毎年度取りまとめ、公表する。

第4章 施策の展開

- ※ 重点施策：㊦
- ※ 女性活躍推進法対応：㊧

施策の方向1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

- 施策1 男女共同参画の教育の推進
施策2 男女共同参画についての広報啓発活動

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

- 施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進・・・㊦ ㊧
- 施策4 男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

- 施策5 女性の活躍に向けた人材育成支援・・・㊧ ㊨
- 施策6 仕事と子育てや介護等との両立支援・・・㊦ ㊧ ㊨
- 施策7 働きやすい職場環境整備に向けた支援・・・㊦ ㊧ ㊨

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

- 施策8 女性のチャレンジへの支援・・・㊦ ㊧ ㊨
- 施策9 地域における男女共同参画の推進

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

- 施策10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進・・・㊦ ㊧ ㊨
- 施策11 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画の促進・・・㊧ ㊨

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- 施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進・・・㊦
- 施策13 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

施策の方向7 性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援

- 施策14 性についての理解促進
施策15 性差に応じた健康支援